（令和７年４月１日施行分）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（通知）

環第 76 号
令和７年１月 15 日

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（令和６年神奈川県条例第 75 号）を令和６年 10 月 22 日に公布し、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和７年神奈川県規則第２号）を令和７年１月７日に公布しました。

これらの改正条例及び改正規則は、令和７年１月７日に施行した一部を除き、令和７年４月１日から施行します。

令和７年４月１日に施行される部分の内容及び改正の趣旨については、別紙のとおりですので、条例の円滑な施行及び運用を図られますよう通知します。

別　紙

第１　改正の趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成９年神奈川県条例第 35 号、以下「条例」という。）は、工場等の設置についての規制、事業活動における環境の保全のための措置等を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に制定され、平成 10 年４月から施行してきた。

本条例は、５年を経過するごとに条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていることから、近年の生活環境の状況や環境関係法令の改正等の状況、施行における課題等を踏まえ検討を行った。その結果、化学物質対策に係る課題に対応するため、条例改正を行うこととし、令和６年 10 月 22 日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（令和６年神奈川県条例第 75 号）を公布（以下、同条例による改正前の神奈川県生活環境の保全等に関する条例を「改正前の条例」といい、改正後の神奈川県生活環境の保全等に関する条例を「条例」という。）し、令和７年４月１日より施行することとした。

また、この条例改正とともに、所要の改正を行うため、令和７年１月７日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和７年神奈川県規則第２号）を公布（以下、同規則による改正後の神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則を「規則」という。）し、令和７年１月７日に施行した一部の内容を除き、令和７年４月１日より施行することとした。

第２　改正の内容

１　指定事業所の変更に係る手続き（第８条、第 10 条、第 79 条、規則第 11 条、規則第 16 条、規則第 73 条関係）

(1) 指定施設を増設する手続きの明確化（規則第 11 条第２項第４号）

指定施設を「低騒音型」や「低振動型」等といった施設に更新する場合の手続について、公害発生の蓋然性が低下すると考えられることから、騒音や振動等に係る予測値が、変更前の予測値以下となる等の一定条件を満たす場合は、事後の届出としている。

一方で、指定施設の増設等により、公害発生の蓋然性が増大すると考えられる場合であっても、「低騒音型」や「低振動型」等の施設の設置により、結果的に敷地境界での騒音や振動等に係る予測値が、変更前の予測値以下となるとの理由から、事後の届出とする運用が散見される。

この運用は条例の趣旨と異なるものであることから、指定事業所に係る指定施設の増設手続規定を明確化し、指定施設の種類及びその種類ごとの数が変更前と同等以下となる変更を事後届出の対象であると規則に明記した。

なお、この度の改正は、条例解釈の明確化を図ったものであり、これにより従前の条例解釈を変更するものではない。

(2) 代表者等変更時の添付書類の合理化（規則第 16 条第１項第１号、第３項第２号）

指定事業所の許可制度は、事業所全体に対する許可であり、事業から発生する公害

による影響を周辺住民等が被る可能性がある場合に、是正措置などの指導が必要となる。そこで、改正前の条例においては、指定事業所の設置許可申請時や代表者等変更届出時に、申請者の確認のため、登記事項証明書等の公的書類の添付を求めていた。

一方で、事業所の設置・稼働後に代表者等が変わることについては、即時的な損害を周辺住民等が被る可能性は低く、代表者等の変更届出を登記事項証明書等で確認する必要性は高くない。

これらを踏まえ、代表者及び個人事業主の氏名変更時には、登記事項証明書等に代えて、変更内容がわかる書類（例えば、変更の旨を示した事業所ホームページの印刷物）であれば有効とすることとした。

(3) 指定事業所の設置の許可及び地下水採取の許可を受けた者に係る氏名等変更手続きの一本化（規則第 16 条第１項第１号、同条第３項第２号、規則第 73 条）

これまで、条例第３条第１項の許可及び条例第 75 条第１項の許可を受けた者において、氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）、名称又は住所（条例第３条第２項第１号及び条例第 75 条第２項第１号）の変更があった場合、それぞれの規定に基づき、所定の様式を用いて届出をする必要があったが、事業者の負担を軽減するため、これらの届出を一本化できることとした。

なお、事業者が許可の種類ごとに届出の記録を管理している場合も想定されるため、従前どおりそれぞれの様式により届出を行うことも可能である。

２　化学物質に係る報告制度の変更（第 42 条、第 42 条の３、第 42 条の４、規則第 40 条、規則第 40 条の２、規則第 40 条の３、規則第 40 条の５条関係）

(1) 化学物質管理目標等報告制度の変更（第 42 条、規則第 40 条、規則第 40 条の２、規則第 40 条の３）

化学物質の自主管理促進等の目的で「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）が施行され、ＰＲＴＲ制度やＳＤＳ制度により、自主管理促進の取組が図られている。

改正前の条例においては、自主管理促進の強化のため、化管法に定める化学物質の排出量・移動量の報告と併せて、排出削減等の管理目標とその達成状況、取扱量及び用途の報告を求めており、制度施行後の約 10 年間で環境中への排出量は大きく削減したものの、近年では、排出量は横ばいとなり、事業者による自主管理が一定程度定着したといえる傾向がみられた。

そこで、報告内容の合理化を図ることとし、条例第 42 条の報告内容を、第一種指定化学物質の名称、管理目標、目標達成状況、取扱量及び用途から、名称、取扱量及び用途に改めた。

(2) 化学物質管理状況報告制度の変更（第 42 条の３）

化学物質の自主管理促進や、行政による事業所の実態把握を目的として、改正前の条例においては、全ての指定事業所に対し、３年に１度、使用等する化学物質の報告を求め、行政は事業者の化学物質の使用状況を把握し、土壌汚染の未然防止に係る指導や事故発生時の汚染源特定等に活用してきた。

一方で、行政の活用形態は定着したものの、化学物質を使用等しない事業所にまで３年に１度報告を求める必要性に乏しいことが明らかになった。

そこで、報告頻度の合理化を図ることとし、条例第 42 条の３の報告頻度について、化学物質の使用等がない指定事業所については、初回の報告以後、新たに使用等するまでの間、報告義務を課さないこととした。

(3) 化学物質管理計画書の作成と提出（第 42 条の４、規則第 40 条の５）

近年、大型台風や豪雨に伴う浸水や土砂災害といった自然災害が頻発、一部激甚化するなど、化学物質が環境中に漏えい等する可能性が高まっている。今後も、地球温暖化の影響による大型台風や、南海トラフ巨大地震といった自然災害による被害が発生する可能性があり、災害時の化学物質の漏えい等による生活環境の汚染を防ぐため、また、事業者等の事業継続のため、漏えい等の防止対策が必要である。

そこで、化管法第一種指定化学物質の環境中への漏えい等防止対策を明記した管理計画書の作成及び提出を、化管法の対象事業者に義務付け、提出期限は第一種指定化学物質等取扱事業者となった年度の９月 30 日とした。また、計画に変更があった場合は、その内容について随時報告することとした。

なお、当該管理計画書は、あくまで初めて第一種指定化学物質等取扱事業者となった際に提出すればよく、毎年度提出する必要はないが、提出後、災害に関する最新の情報の収集や、事業所の事業計画や化学物質の取り扱い状況の変更等に応じて適宜計画を見直し、変更した場合に報告することとした。また、自身の事業所で既に本計画書の趣旨に則したマニュアル等を作成している場合は、その写しを提出することで差し支えない。

報告しなかった者に対しては、知事は条例第 110 条の２に基づき報告を勧告し、勧告に従わない場合は、条例第 110 条の３の規定により氏名等を公表することができることとした。

３　その他

(1) 変更内容の届出様式への明記（規則第５号様式、第 13 号様式、第 13 号様式の２関係）

審査における利便性の向上のため、変更内容が一目で認識しやすくなるよう、条例第７条第２項の、指定施設設置工事の一部完了の届出を行う第５号様式については、一部完了した工事の内容を記載する欄を設けることとし、条例第 10 条第２項及び第３項の、環境管理事業所等の変更の届出を行う第 13 号様式及び第 13 号様式の２については、施設撤去を示すチェック欄について、「廃止」に統一し、「除却」欄を削除することとした。